

授業事例 2 薬物乱用ってなんだろう

【所要時間】 約40分

【授業の概要】 医薬品の適正使用と違法薬物に関する内容を組み合わせた汎用型授業

【授業の特徴】 1コマの授業で医薬品の正しい使い方と違法薬物の危険性の両方を学べる授業

児童に伝えること

- 薬物乱用とは「ルールを逸脱して薬物を使用すること」であることを伝える。
- 医薬品の服用時に守らなければならない基本的なルールを教える。
- 乱用される薬物の種類と、乱用してはいけない理由を教える。
- 薬物乱用を誘われたときの断り方を伝える。

この授業のねらい

- 医薬品も服用時のルールを守らなければ薬物乱用となってしまうことを知る。
- 医薬品のルールについて学び、用法用量等を守って正しく医薬品を服用してもらう。
- 薬物を乱用してはならない理由を学び、誘われたときにも断れるようになる。

授業内容とポイント

導入

薬物の話は雰囲気暗くなりがちなので、
明るいトーンの挨拶からはじめてみましょう！



1 「薬物乱用」とはどのようなことを指すのか学ぶ。

- 「薬物乱用」とは、「決められたルールを守らないで薬物を使用すること」であることを説明する。
 - ・違法薬物を使用すると、法律というルールを逸脱してしまうため、薬物乱用となること。
 - ・医薬品の場合でも、使用目的や用法用量等の服用時のルールを逸脱すると、薬物乱用となること。

展開

2 医薬品に関するルールを学ぶ。

- 医薬品を服用するときに守らなければならないルールを知っているか確認する。
- 医薬品には用法用量というルールが定められていることを説明する。
 - 用法
 - ・服用時間に関するルールを「用法」ということ。
 - ・医薬品の種類によって吸収に適した服用タイミングが異なるため、用法は守らなければならないということ。

	■用量 ・服用量に関するルールを「用量」ということ。 ・体に負担がかかるため、用量を守らずに沢山服用してはいけないということ。 3 医薬品には「主作用」と「副作用」があることを説明する。 ・医薬品は「主作用」と「副作用」を併せ持っていること。 ・医薬品を使って体の具合がいつもと違うと感じたら、すぐに大人（家族、学校の先生、医師、薬剤師等）に相談すること。 4 医薬品はルールを確認してから服用するよう説明する。 ・医療用医薬品（医師から処方される医薬品）は、薬袋や情報提供文書を確認すること。 ・市販薬は、医薬品の箱や同梱の説明書を確認すること。 5 乱用される違法薬物にはどのようなものがあるのか、身体にどのような影響を与えるのか説明する。 ・乱用される違法薬物として、大麻、覚醒剤、麻薬、危険ドラッグ等があること。 ・違法薬物は脳にダメージを与え、身体に様々な影響をもたらすこと。 6 薬物乱用を誘われたときの断り方を学ぶ。 ・誘われたときは、はっきりと断ること、また、その場から離れることが大切であること。 ・困ったときは大人に相談すること。  いざという時のために、断り方のロールプレイをしておくことがとても大切です。2人組で、グループで、発表形式で、それぞれの状況に合った方法で、工夫して取り入れてみましょう！
まとめ	7 授業内容のおさらいをする。 ・「薬物乱用」とは、「決められたルールを守らないで薬物を使用すること」であること。 ・医薬品は用法用量等のルールを守って正しく使う必要があること。 ・違法薬物には絶対に手を出さないこと。

ミナ先生の One Point Advice

1回の授業で違法薬物と医薬品の両方のお話をするとき、医薬品のことを「くすり」と呼んでしまうと、児童が違法薬物と医薬品を混同してしまう可能性があります。

別の物だという認識を持ってもらうために、「薬物」、「医薬品」と呼び方を区別しましょう。

